

選挙啓発サポーター事業 公募型プロポーザル実施要領



令和7年3月21日

福島県（以下「県」という。）が実施する選挙啓発サポーター事業（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき公募型プロポーザルを実施する。

1 対象事業の概要

- (1) 事業件名及び数量 選挙啓発サポーター事業一式
- (2) 事業の仕様等 **【選挙啓発サポーター事業委託仕様書】** のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託契約額の上限 4,005,100円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 留意事項 本事業は、各有権者が自らの意思に基づき、投票に参加する気運を社会全体で醸成していくことを目的としている。
また、本事業での活動は特定政党や公職の候補者、公職にある者、政治上の主義、政策等への支持又は反対を促す意図を加えてはならないことに留意すること。
なお、企画提案書については、選挙啓発サポーター事業委託仕様書を基に作成すること。

2 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

福島県総務部市町村行政課（福島県選挙管理委員会事務局）担当：箭内、田村
所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 本庁舎2階）
電話番号 024-521-7062（直通）
FAX 024-521-7878
電子メールアドレス senkyo@pref.fukushima.lg.jp

3 参加者の資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 福島県選挙管理委員会事務局での打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人。
なお、本事業においては、企業連合（本事業を共同連携して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る）における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされ

- た者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 説明会について

本事業に関する説明会は行わない。

5 主なスケジュール

- (1) 実施要領等に関する質問書受付期間
公告の日から令和7年3月28日（金）午後5時まで
- (2) 質問書に対する回答期限
令和7年4月2日（水）
- (3) 公募型プロポーザル参加届出書の提出期限
令和7年4月3日（木）午後5時まで
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認書の通知期限
令和7年4月4日（金）
- (5) 企画提案書の提出期間
令和7年4月7日（月）から令和7年4月11日（金）午後5時まで
- (6) 審査結果の通知予定日
令和7年4月中旬頃
- (7) 契約締結予定日
令和7年4月下旬頃

6 公募型プロポーザルに関する手続き

- (1) 公募型プロポーザル参加に係る書類の入手
公募型プロポーザルに参加を希望する者は、福島県選挙管理委員会事務局のホームページからダウンロードし、入手するものとする。URLは次のとおり。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/keihatsu-proposal070321.html>

(2) 参加届出書の提出（必須）

参加者は、【様式 1-1 参加届出書】に添付書類を添えて次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 5 時（必着）

イ 提出方法 担当課に持参又は郵送

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(イ) 郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提出期限までに参加届出書を提出しなかった者は、以降の公募型プロポーザル手続に参加できないものとする。

(3) 参加資格審査

県は、参加届出書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和 7 年 4 月 4 日（金）に参加者へ通知を発送するものとする。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式 1-2 実施要領等に関する質問書】により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和 7 年 3 月 28 日（金）午後 5 時（必着）まで

イ 提出方法 原則として電子メール又は F A X により担当課に送付すること。

なお、F A X による場合は、送信した旨を担当課に電話連絡すること。

ウ 回答方法 原則として電子メールによる。なお、重要と認められるものについては、質問要旨及び回答を福島県選挙管理委員会事務局のホームページに掲載する。

エ 回答期日 令和 7 年 4 月 2 日（水）まで、随時回答を行う。

(5) 企画提案書の提出（必須）

参加者は、別添の【企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 7 年 4 月 11 日（金）まで（ただし、祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに担当課に提出すること。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書在中」と朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県選挙管理委員会事務局宛 親展）で令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 5 時（必着）までに担当課に到着するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は、参加届出書提出者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(6) 企画提案書が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案書は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 参加届出書を提出しなかった者又は参加届出書に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

エ 1 (4) に示す委託契約額の上限額を超える提案

オ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

- カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- キ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ク その他、公募型プロポーザルに関する条件に違反した提案

7 提案書の審査及び委託候補者の選定について

(1) 審査方法

プロポーザルにより各社から提出された企画提案書について、審査委員会は書面審査を行い、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約候補者）を決定する。

ア 審査基準

別紙「審査基準」のとおりとする。

イ 評価方法

(ア) 審査項目ごとに評価点を付す。

(イ) 評価基準は、次のとおりとする。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

ウ 業務委託予定者の選定

(ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

(イ) 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。

(ウ) プロポーザル参加者が1社の場合、最低基準を満たしていることを選定の条件とする。

(エ) 総得点が同点となった場合、審査委員会による協議のうえ、業務委託予定者を決定する。

(2) 参加者への審査結果の通知

ア 審査の結果は、参加者全員に通知する。

イ 契約の候補者とならなかった者へ審査結果を通知するときは、その通知の日の翌日から起算して14日以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる旨を通知するものとする。

ウ 審査結果を福島県選挙管理委員会事務局のホームページに掲載する。

なお、掲載する内容は、次のとおりとする。

(ア) 業務委託予定者名及び総得点

(イ) (ア)以外の参加者の総得点

8 公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、公募型プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、【様式1-3 参加辞退届】を担当課に持参又は郵送又は電子メールの送付により提出しなければならない。

9 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委

託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本事業の委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 評価内容の担保

契約の相手方が、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

11 公募型プロポーザルの公正確保について

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、公募型プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の決定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、公募型プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を公募型プロポーザルに参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 その他

- (1) 公募型プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (2) 提案された書類について、県から質問することがある。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最低限の範囲で複写することがある。
- (4) 参加者が県に提出した書類は、返却しない。

(別紙)

審 査 基 準

審査項目	評価の視点	評価得点	加算率	配点
業務遂行能力	提案内容を確実に履行可能な実施体制が確保されているか。	1・2・3・4・5	×2	10
	事業の目標達成のため、適切な実施スケジュールが設定されているか。	1・2・3・4・5	×2	10
企画提案内容	事業の趣旨を理解し、それを踏まえた企画提案となっているか。	1・2・3・4・5	×1	5
	企画提案書作成要領及び委託仕様書に記載した要件が満たされているか。	1・2・3・4・5	×1	5
	選挙啓発サポーター（個人）への、参加登録の呼びかけや登録後の活動内容が、登録を促す魅力的な提案がされているか。	1・2・3・4・5	×2	10
	ワークショップの実施計画が学生の興味をもつ内容となっており、かつ学生の参加を増やしていく工夫があるか。	1・2・3・4・5	×2	10
	サポーターネットワーク会議について、意見交換が活発に行われ、大学間のネットワーク構築が推進される工夫があるか。	1・2・3・4・5	×2	10
	選挙啓発サポーター（企業・団体等）への参加登録に関して、企業側の動機付けにつながる魅力的な提案がされているか。	1・2・3・4・5	×2	10
	学校教育と連携した常時啓発に関して、将来の投票率の向上を図れる、効果的な提案がなされているか。	1・2・3・4・5	×2	10
	委託仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、また、それは効果的か。	1・2・3・4・5	×1	5
	本事業の活動内容を効果的に情報発信する工夫があるか。	1・2・3・4・5	×1	5
予算額の妥当性	経費積算内訳は適切か。	1・2・3・4・5	×2	10
合 計				100

「選挙啓発ポスター」事業参加届出書

令和 年 月 日

福島県知事 宛

住 所
 事業者名
 代表者職・氏名
 (担当部署 氏名)
 電 話 ()
 F A X ()

福島県が発注する標記の業務について、関係書類を添えて参加を申し込みます。
 なお、募集要領に示す資格要件の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しません。
- 2 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。
- 6 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- 7 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

【添付書類】

- 1 (様式1-1-1) 参加者概要届
 - 2 (様式1-1-2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
 - 3 (様式1-1-3) 役員一覧
 - 4 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書
 - 5 定款
- ※ 参加者が個人の場合は、上記1、2、4及び3か月以内に発行された住民票を必要とする。

参加者概要届

法人名 (氏名)	
代表者の職・氏名	
所在地 (住所)	
電話番号	
ファックス番号	
ホームページ	
創業年月日	
資本金	
従業員数	
担当者の所属・職名・氏名	
メールアドレス	

※ 参加者が法人の場合にあつては、業務内容や組織が分かる資料 (既存の会社パンフレット等) を添付してください。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 宛

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

所在地
団体等名
代表者名

福島県選挙管理委員会事務局 行き
(FAX 024-521-7878)
(e-mail senkyo@pref.fukushima.lg.jp)

選挙啓発サポーター事業

公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書

令和 年 月 日

住 所
事 業 者 名
代表者職・氏名
(担当部署 担当者氏名)
電 話
F A X
メールアドレス

該当ページ	質 問 事 項	内 容

記載上の注意

- 1 該当ページ欄には「実施要領」、「委託仕様書」及び「提案書作成要領」の区分を表示してください。
- 2 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。

選挙啓発サポーター事業
公募型プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

福島県知事 宛

住 所
事 業 者 名
代表者職・氏名
(担当部署 担当者氏名)

令和 年 月 日付けで届出しました公募型プロポーザルへの参加については、下記の理由により参加を辞退したいので、届け出ます。

記

理由